

2025.9.16 @キラリエ草津
14:00~16:00

就労選択支援事業

湖南地域全体説明会

(主催)

湖南地域障害児(者)自立支援協議会

就労選択支援事業に向けた検討会

本説明会は、公益財団法人 ダイトロン福祉財団 障害者福祉助成金を活用して開催します

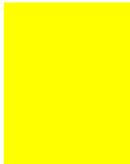
<本日のプログラム>



1. 就労選択支援事業の概要 (スライド1~4)



2. 湖南地域のこれまでの検討経緯 (スライド5~6)



3. 基本的なサービスの流れと窓口・相談体制 (スライド7~21)



4. 学校の立場から、相談支援事業の立場から (スライド22~26)



5. 就労選択支援事業の具体的なサービス (スライド27~38)



6. 地域で大事にするポイント (スライド39~40)



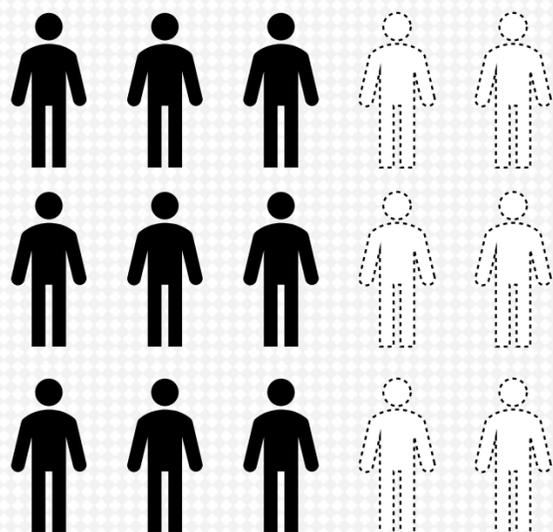
7. 事業申請について



8. 質疑応答

就労選択支援事業の概要

労働力不足



障がい者雇用の拡大



就労系サービスの充実



人口減少による労働者不足、障がい者雇用率の引き上げなどから広がる障がい者雇用、就労系サービス事業所の多様化と事業所数の増加。障がいのある人の働く選択肢（可能性）がどんどん広がっています！

障がいのある人の『働く』が社会で広がっています。一般企業で働く人、就労系サービス（就労移行やA型、B型）を利用して一般就職を目指したり、その就労系サービス事業所で働いたり…。
社会の理解や資源が充実することで選択肢が広がってきているということはとても素敵なことですが、「自分にとって必要な情報を得て、自分に合った働き方を見つけることができるか？選択することができるか？」「就労系サービスの利用も考えているが、自分に合ったサービスは？」、そういったことを応援するために事業化されるのが就労選択支援事業です



就労系福祉サービス

| | | |
|------|------|------|
| 就労移行 | 継続A型 | 継続B型 |
|------|------|------|

一般就労に向けた支援

| | | |
|--------|--------|------|
| ハローワーク | 職業センター | はたくら |
|--------|--------|------|

その他

適切な支援やサービスに繋がっていく

厚生労働省資料より①

厚生労働省資料抜粋

事業概要

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス(就労選択支援)を創設する。

目的

働く力と意欲のある障害者に対して、障害者本人が自分の働き方を考えることをサポート(考える機会の提供含む)するとともに、就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した障害者には、本人の希望も重視しながら、就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供する。

対象者

就労選択支援の対象者は、就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者になります。就労選択支援の施行に伴い、就労継続支援B型は、令和7年10月より、「就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が利用対象となることから、新たに就労継続支援B型を利用する意向がある場合は、就労選択支援を予め利用することになります。(なお、50歳に達している者や障害基礎年金1級受給者、就労経験があり年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者等については、就労選択支援事業者によるアセスメントを行うことなく、就労継続支援B型の利用が可能です。)

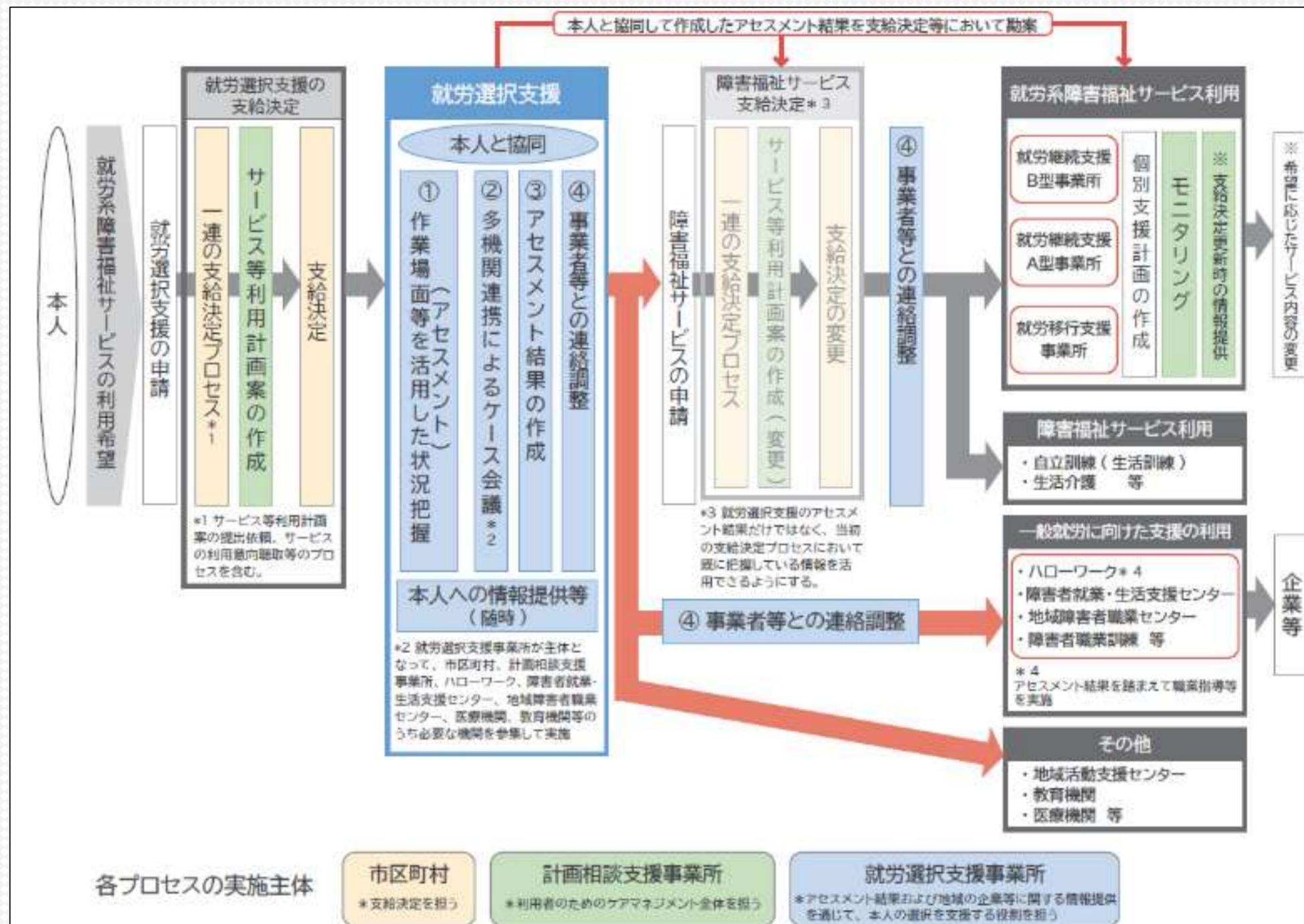
| サービス類型 | | 新たに利用する意向がある障害者 | 既に利用しており、支給決定の更新の意向がある障害者 |
|----------|---|-----------------|--------------------------------------|
| 就労継続支援B型 | 現行の就労アセスメント対象者(下記以外の者) | 令和7年10月から原則利用 | 希望に応じて利用 |
| | ・50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者 ・就労経験ありの者(就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者) | 希望に応じて利用 | |
| 就労継続支援A型 | | 令和9年4月から原則利用 | 令和9年4月から原則利用 ※ 標準利用期間を超えて更新を希望する者 |
| 就労移行支援 | | 希望に応じて利用 | |

厚生労働省資料より②

厚生労働省資料抜粋

基本的なプロセス

就労選択支援事業所は、作業体験などを通じて本人の就労状況を把握します。その結果をもとに選択肢を広げ、適切な進路選択につながる情報を提供し、必要に応じて家族や関係機関の意見も取り入れ支援します。利用後はアセスメント結果を有効活用できるように、指定特定相談支援事業者、就労系福祉サービス、市区町村、ハローワーク等と連携・調整します。また、地域の雇用事例や社会資源に関する情報提供や助言も行います。



就労選択支援事業に向けた検討会

検討会

令和6年7月からスタート

令和7年10月より新たに始まる新サービス『就労選択支援事業』。国の示す事業の方向性を関係機関において共有し、湖南福祉圏域のこれまでの経過・実態を踏まえながら、今後こういったことに取り組む必要があるかを検討、新サービス開始に向けて体制整備を図っていく場

<構成機関>

4市障害福祉課(草津市・守山市・栗東市・野洲市)・4市基幹相談支援センター・4市委託相談支援事業所・特別支援学校・ハローワーク・就労移行支援事業所(現行の就労アセスメント実施事業所)・南部健康福祉事務所・湖南地域障害者就業・生活支援センター(働き暮らし応援センター)
オブザーバー:滋賀県障害福祉課
滋賀県障害者自立支援協議会事務局



「検討会の進め方」



第1回目 R6/7/18

↓ 新制度の概要共有・今後の検討会について

第2回目 R6/9/18

↓ 学生就労アセスメント振り返り

第3回目 R6/11/7

↓ 成人就労アセスメント振り返り

第4回目 R7/1/29

↓ 今後の進め方について(WG発足)

第5回目 R7/4/23

↓ 制度情報共有・WG進捗共有

第6回目 R7/7/15

↓ WG進捗共有・今後の検討会について

第7回目 R7/9/3

これまでの検討会のまとめ

ワーキンググループ

令和7年1月からスタート

湖南福祉圏域において統一したサービスの提供を目指し2つのワーキンググループを発足、各グループごとにサービスのあり方について具体的な検討を図っていく

ワーキンググループ①

アセスメント手法構築

メンバー 就労アセス実施事業所(7事業所)、特別支援学校、働き暮らし応援センター

検討内容

- ①情報提供ツールの作成②共通アセスメントキットの作成③共通アセスメントシートの作成④アセスメント手法(4体系の構築)

(開催状況)

- 第1回目(R7/1/16)
- 第2回目(R7/2/19)
- 第3回目(R7/3/27)
- 第4回目(R7/4/25)
- 第5回目(R7/5/21)
- 第6回目(R7/6/20)
- 第7回目(R7/8/5)
- 第8回目(R7/8/21)

ワーキンググループ②

プロセス構築

メンバー 4市行政、4市基幹・委託相談、特別支援学校、働き暮らし応援センター

検討内容

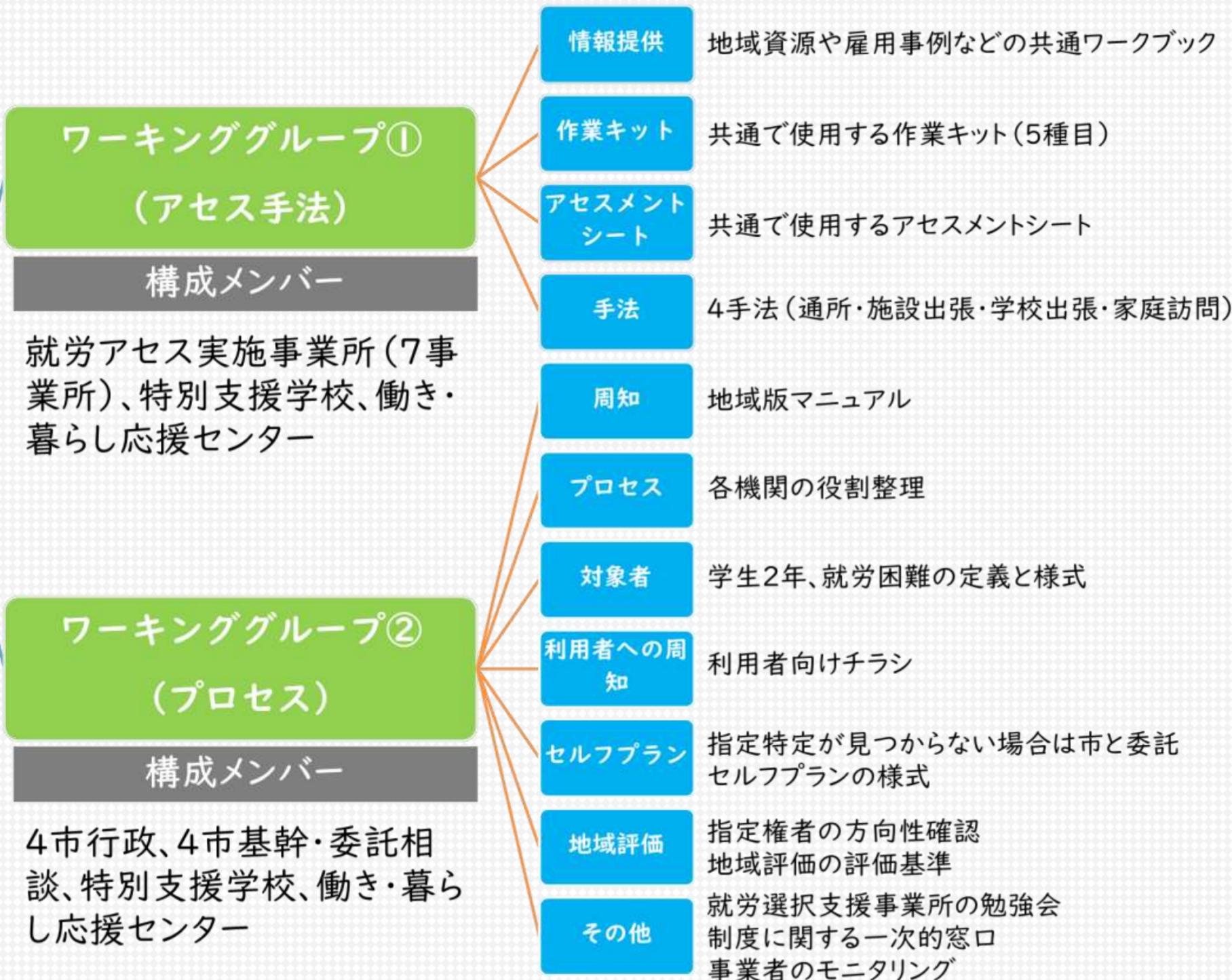
- ①就労選択の在り方②プロセスの統一化③対象者の統一化④セルフプランへの対応⑤制度周知について⑥事業指定評価についてなど

(開催状況)

- 第1回目(R7/1/21)
- 第2回目(R7/3/4)
- 第3回目(R7/3/26)
- 第4回目(R7/4/30)
- 第5回目(R7/5/28)
- 第6回目(R7/6/23)
- 第7回目(R7/7/29)
- 第8回目(R7/8/27)

取り組み成果

検討会



<ワークブック>



<共通キット>

<アセスメントシート>

就労選択支援サービスのご案内 (学生用)

これからの働き方を考えるサービス

自分にとってどんな働き方がよい?どんな福祉サービスが合っている?そもそもどんな選択肢があるの?働く自分探しができるサービスが令和7年10月から始まります!

●卒業後の働き方を考える機会として利用できるサービスです
●利用期間は1か月となります(実際に利用したい期間は1~2週間程度)
●就労選択支援の利用には、障がい福祉サービスの受給者証が必要となります
●利用までの調整をスムーズに行うサービス(特定相談支援事業サービス(無料))があります

就労選択支援事業利用の流れ

1. 申し込み(相談) → 2. サービス内容の決定(支援決定) → 3. サービスの実施

※具体的な流れについては、在学時の通話室にお問い合わせください

就労選択支援サービスについてのお問い合わせはこちら

まずは 在学校へ

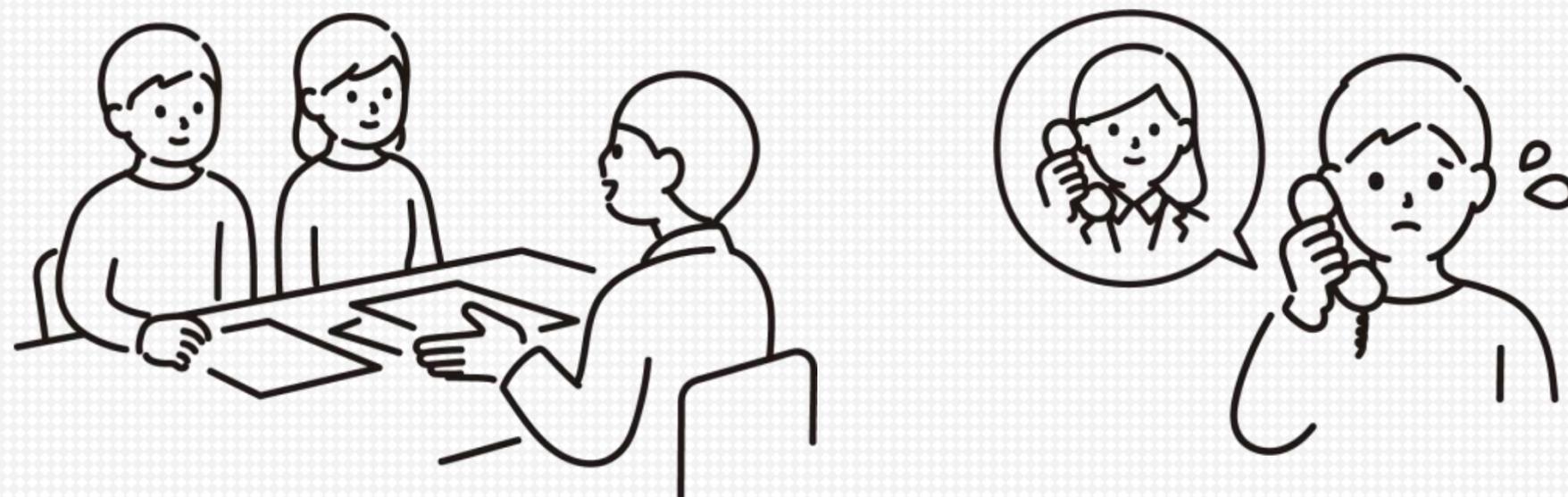
山形県立中央高等学校 就労支援課 0177-491-4284
山形県立中央高等学校 就労支援課 0177-491-4284
山形県立中央高等学校 就労支援課 0177-491-4284

<利用者向けリーフレット>

基本的なサービスの流れ

①市障がい福祉課に相談

サービス利用の検討・希望がある場合、まずは市障がい福祉課に相談しに来てください。
お電話での相談でも大丈夫です。



②申請・認定調査

サービスの利用が適正か、また、利用者の状態を把握するために認定調査が必須になります。

基本的なサービスの流れ

③ サービス等利用計画案の作成

セルフプランの場合→利用者本人が計画案を作成。

特定相談支援事業を利用する場合→担当の相談員が計画案を作成。



④ 支給決定

申請書と計画案の提出がされて、サービスの利用が認められた場合、サービスが支給決定されます。



基本的なサービスの流れ

⑤ サービス利用開始

受給者証が届きましたら、実際にサービスの利用開始になります。
就労選択支援事業の支給決定期間は原則1か月です。

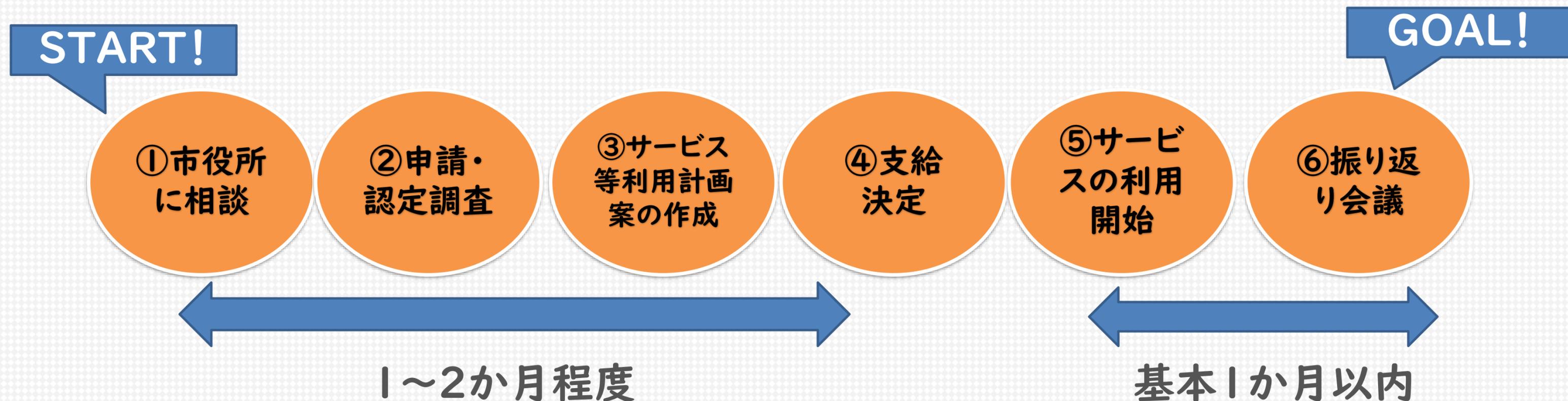
⑥ 振り返り会議

利用日数を終えたら、支援者と利用者で振り返り会議を行います。
就労選択支援事業者が作成したアセスメントの結果をふまえて、利用者の進路を一緒に考えていくことが目的です。



基本的なサービスの流れ

★注意点



サービス開始から終了までは2~3カ月程はかかります。
また、市によってはサービスの流れ等が異なる場合があります。
具体的なことは各市にお問い合わせください。

就労選択支援って・・・

障がいのある人が・・・

○「働く可能性を支援するサービス」

×「B型事業所に行くために行う形式的な支援」

就労選択支援事業

= 働き方の選択肢を知り、自分の希望に合った働き方を自分から選択し、決定するための支援を受けるサービス。

多くの人に利用してもらえるように目指していきたいサービスです。

利用対象者と相談窓口

障がいのある人は、就労に対してさまざまな悩みや困りごと、将来への思いを抱えています。



働いたことないし企業就労なんか無理
やる～
福祉就労って聞くけど、よく知らんなあ。

Aさん(発達障がい ひきこもり 就労経験なし)



Cさん

(知的障がい 特別支援学校2年生)



うつ病で仕事辞めても、また働ける？
私が働ける場所は見つかるんか
なあ。

Bさん

(精神障がい 職場でうつ病になり退職)

卒業後の進路ってどんなところがある？
自分に合った働き方はあるんかなあ。

利用対象者と相談窓口

学生（卒業後の進路を、就労系サービスや一般就労を想定する人）

○特別支援学校生

👉 主に2年生時に実施

○一般高校生、短大生、大学生等

👉 卒業後の進路について検討する段階で実施



<相談窓口>

就労選択支援事業を利用するには、まずは在籍する学校の先生（進路担当や担任）が窓口となり、利用希望者のお住まいの市障がい福祉課と連携しながら進めていきます。

（18歳未満でサービスを利用する場合は、成人「みなし」の認定が必要）

利用対象者と相談窓口

成人（就労系サービスの利用も含め、自分の働き方を考えたい人）

○これから働くことを考えている人

👉 一般就労（クローズorオープン）含め、どんな働き方があるかわからない人

○就労系サービス事業所の利用を考えている人

👉 令和7年10月からはB型事業所、令和9年4月からはA型事業所を、新規で利用希望する場合は原則就労選択支援事業の利用が必要です。

○現在利用している就労系サービスからのステップアップを考えている人

👉 サービスの更新時や、訓練を経てどの程度力が身についたのかを評価してもらいたいときにも就労選択支援事業が受けられます。

利用対象者と相談窓口

成人(就労系サービスの利用も含め、自分の働き方を考えたい人)

＜相談を受けたら・・・＞

①利用者向けリーフレットを活用し、どのような働き方があるかを知り、働き方を選択できる支援ができる「就労選択支援」サービスがあることを伝えてください。

令和7年10月からは、例えば新規で特定のB型事業所の利用を希望されていても、まずは**就労選択支援事業サービスを受ける必要があること**を説明してください。

(ただし、50歳到達者、障がい基礎年金1級受給者、就労経験がある者であって、年齢や体力面で一般企業への雇用が困難になった者は除く)

一般企業への雇用が困難かどうかの判断について

「就労経験がある者であって、年齢や体力面で一般企業への雇用が困難になった者」かどうかについてどう判断するのか？



「**就労困難性にかかると情報シート**」の提出によってその困難性を判断します。

このシートは本人や家族ではなく、本人の過去の状況等を把握している**第三者の支援機関**※に記入してもらい、提出された内容から市が判断します。

※**第三者の支援機関**とは、本人の過去の就労状況等を知る行政機関、福祉機関、労働機関、教育機関等を指します。(例:計画相談支援専門員や発達支援センターのケースワーカー等)

 **障がいのある人の就労の可能性を支援するためにも、できるかぎり就労選択支援事業の利用を推奨していきましょう。**

就労困難性にかかるシート

就労困難性に係る情報シート

| 作成者情報 | |
|--|---|
| 支援機関名 | 担当者氏名 |
| 連絡先 | 〒 〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 |
| 利用者情報 | |
| 氏名 | 生年月日 西暦 年 月 日 |
| 過去の就労状況（直近3年間） | |
| 雇用先企業名 | 就労期間 西暦 年 月 ~ 年 月 |
| 働いていた時の状況 <small>（雇用条件や仕事内容等）</small> | <input type="checkbox"/> 雇用形態 <input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 福祉就労（事業所名： _____） 【勤務時間】 : ~ : 【勤務日数】 週 日勤務 【従事していた業務内容】 |
| 職場で受けていた配属 | |
| 就労継続が困難となった要因 <small>（複数選択可）</small> | <input type="checkbox"/> 勤務が安定しない（頻断欠勤など） <input type="checkbox"/> 期日を守れない <input type="checkbox"/> 上司や先輩の指示が守れない <input type="checkbox"/> ミスを放置する <input type="checkbox"/> 報告・連絡・相談ができない <input type="checkbox"/> 上司や同僚（または顧客）と人間関係が構築できない <input type="checkbox"/> 集中力が持続しない <input type="checkbox"/> 生産性の低さ <input type="checkbox"/> その他（自由記述） [_____] |
| 本人の状況について（直近3年間） | |
| 現時点の日常活動 | <input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> デイケア等の利用 <input type="checkbox"/> 単発で就労（アルバイト含む） <input type="checkbox"/> 福祉サービスの利用（サービス名： _____ 事業所名： _____） <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） |
| 生活状況 家族状況 | <small>※本人の現状や生活状況、家族状況（同居の有無や協力の有無）についてできるだけ詳細に記載してください。</small> |

| 総合所見 | |
|-------------------------------------|---|
| 本人が希望している働き方 | |
| 本人が認識している就労上の課題 | |
| 本人に向いていると思われる働き方 | |
| 今後の支援の方向性 <small>（作成者所見）</small> | <small>※本人の課題に対してどのような支援が必要かを、できるだけ詳細に記載してください。</small> |

作成にあたっての注意

- 本シートは、あくまでも本シートを作成する支援機関が把握している内容の範囲で作成され、支給決定権者による支給決定において就労困難性を確認するための資料となります。
- 本シートを作成できる支援機関とは、行政機関・福祉機関・労働機関・教育機関などを想定しています。
- 本シート作成時には、ご本人の了承を得たうえで、第三者の意見として作成してください。作成後はご本人の確認を得たうえで、本人が居住する市の障害福祉関係課へ提出してください。
- 本シートは本人に聞き取りしながら作成するものではありませんので、ご注意ください。
- 過去の就労状況（職歴）については、直近3年以内で支援機関（資料作成機関）が直接的に把握している分のみの記入となります。複数把握している場合は、直近職歴を本シートに記載し、残りの職歴を日付を遡って別シート（職歴別紙シート）に記載し、提出ください。

利用対象者と相談窓口

成人(就労系サービスの利用も含め、自分の働き方を考えたい人)

<相談を受けたら・・・>

②お住まいの市障がい福祉課または委託相談支援事業所の窓口で、手続きや相談支援の利用等について説明を受けるよう案内します。

相談者の障がい特性や状況に応じて、必要であれば支援者のみなさんが先に電話で窓口に連絡する、同行する等の支援もお願いいたします。
(できる限り、先に電話で窓口に問い合わせるよう伝えてください。)

利用対象者と相談窓口

成人（就労系サービスの利用も含め、自分の働き方を考えたい人）

<相談窓口では・・・>

③相談を受けた市障がい福祉課や委託相談支援事業所では、利用希望者の情報（手帳の有無、これまでの就労状況等）を聞き取った上で、利用に向けて調整していきます。計画相談支援専門員がついている方は、相談支援専門員と利用調整を行います。



「自分で調整したい」



セルフ（自分で調整）

見つけた！



「相談支援事業所をお願いしたい」



特定相談支援事業所がサポート



市や委託相談支援事業所がサポート

見つからない・・・



セルフプランでサービスを利用する場合

サービスの利用においては特定相談支援事業所の利用が基本となりますが、地域事情により、**セルフプラン**での就労選択支援事業利用者もおられると想定しています。



その場合は市障がい福祉課の地区相談員や、委託相談支援事業所の相談員がサービスの利用に向けて連携しながら利用調整（利用事業所の選定や日程調整等）をサポートすることとなります。

湖南圏域では、利用希望者がセルフであっても計画案を立てやすいように4市共通で就労選択支援事業専用のセルフプラン様式を作成しました。

セルフプラン

| 就労選択支援事業 サービス等利用計画案(セルフプラン) | | | 計画作成日 | 年 | 月 | 日 |
|--|--|---------------|-------|---|-------|----|
| 利用者氏名 | 生年月日 | 年 | 月 | 日 | 連絡先 | |
| 受給者番号 | 障害支援区分 | | | | 作成補助者 | 職階 |
| 障害者手帳 | <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 (級) <input type="checkbox"/> 療育手帳 (級) | 障害または病名 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 (級) <input type="checkbox"/> 手帳なし | 区療機関名 | | | | |
| 相談に至った経緯 | | 家族構成 | | | | |
| | | 相談機関 | | | | |
| 働き方に関する悩み、困っていることなど(複数選択可) | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 自分に合った働き方が分からない <input type="checkbox"/> 長く働き続けることができない <input type="checkbox"/> その他(自由記述) <input type="checkbox"/> どのような働き方があるか分からない <input type="checkbox"/> 職場で人間関係を築くことが難しい <input type="checkbox"/> 今の働き方を変えたい <input type="checkbox"/> 困りごとの相談の任方が分からない | | | | | | |
| 働き方に関する目標、希望など(複数選択可) | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 自分に合った働き方を知りたい <input type="checkbox"/> 働くために必要な準備を整えたい <input type="checkbox"/> その他(自由記述) <input type="checkbox"/> 働き方に関する情報を知りたい <input type="checkbox"/> 働くための生活リズムを整えたい <input type="checkbox"/> 今後の働き方について考えたい <input type="checkbox"/> 働く時に受けられる支援を知りたい | | | | | | |
| 利用するサービス事業所 | サービスの利用日数 | 利用予定期間 | | | | |
| 就労選択支援事業 事業所名: | 当該月における日数から8日を控除した日数 | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | | | |
| その他(現在活用しているサービスがあれば記載してください) | | | | | | |

(表)

| サービス等利用計画案(セルフプラン) 【週間計画表】 | | | | | | | |
|----------------------------|---|---|---|---|---|---|------------|
| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 通単位以外のサービス |
| 4:00 | | | | | | | |
| 5:00 | | | | | | | |
| 6:00 | | | | | | | |
| 7:00 | | | | | | | |
| 8:00 | | | | | | | |
| 9:00 | | | | | | | |
| 10:00 | | | | | | | |
| 11:00 | | | | | | | |
| 12:00 | | | | | | | |
| 13:00 | | | | | | | |
| 14:00 | | | | | | | |
| 15:00 | | | | | | | |
| 16:00 | | | | | | | |
| 17:00 | | | | | | | |
| 18:00 | | | | | | | |
| 19:00 | | | | | | | |
| 20:00 | | | | | | | |
| 21:00 | | | | | | | |
| 22:00 | | | | | | | |
| 23:00 | | | | | | | |
| 0:00 | | | | | | | |
| 1:00 | | | | | | | |
| 2:00 | | | | | | | |
| 3:00 | | | | | | | |
| 4:00 | | | | | | | |

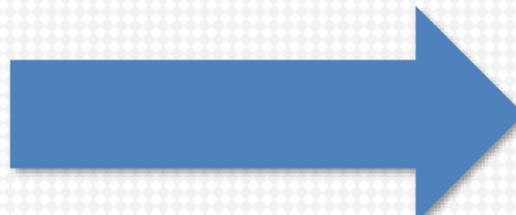
(裏)

窓口は学校

学生用 リーフレットを活用していく

• これまでの就労アセスメント実習と基本的には同じ流れです

• 申請は、住まいの市障がい福祉課へ



就労選択支援サービスのご案内 / **学生用**

これからの働き方を考えるサービス

自分にとってどんな働き方がよいの？どんな福祉サービスが合っているの？そもそもどんな選択肢があるの？
働く自分探しができるサービスが令和7年10月から始まります！

どんな人が利用できるの？

就労系サービスの利用も含め自分の働き方を考えたい人
就労系サービスを利用してこれからの働き方を考えたい人

作業所を利用して働きたいけど...
一般雇用と障がい者雇用？就労系サービス？
働きたいけど何から始めればよいの？
卒業後の生活や仕事のことを考えるチャンスだね

サービス内容
面接
作業体験等
就労に関する情報提供

- 卒業後の働き方を考える機会として利用できるサービスです
- 利用期間は1か月となります（実際に利用していただくのは1~2週間程度）
- 就労選択支援の利用には、**障がい福祉サービスの受給者証が必要**となります
- 利用までの調整をスムーズに行うサービス（**特定相談支援事業サービス（無料）**）があります

就労選択支援事業利用の流れ

- ①市役所へ相談
- ②申請認定調査
- ③サービス等利用計画案
- ④利用決定（支給決定）
- ⑤サービスの利用

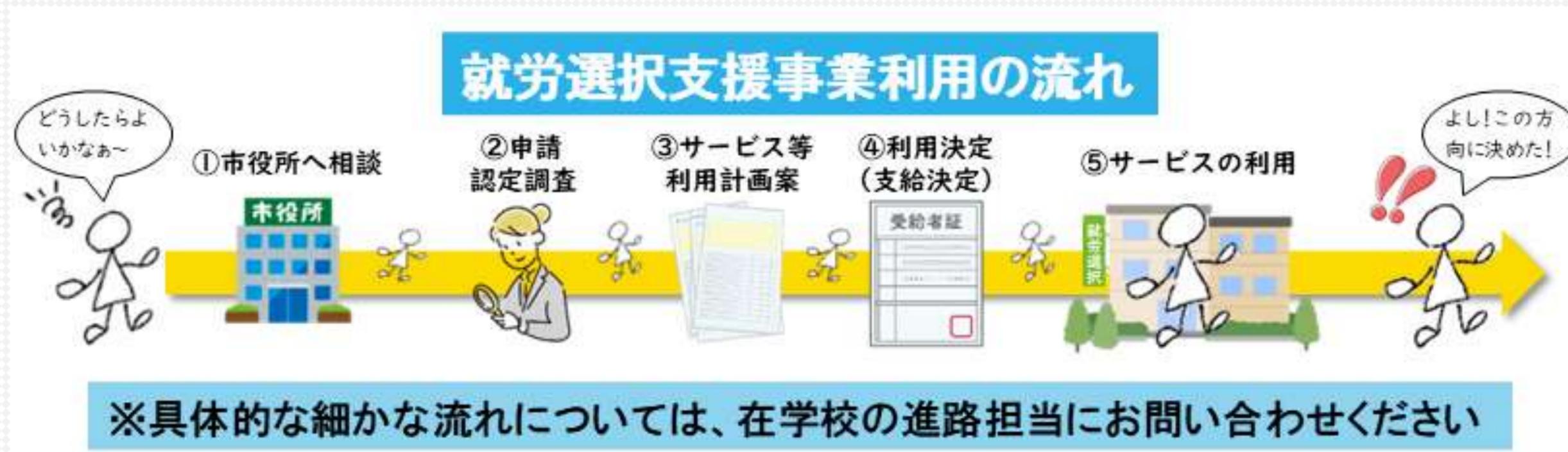
※具体的な細かな流れについては、在学校の進路担当にお問い合わせください

就労選択支援サービスについてのお問い合わせはこちら

まずは在学校へ

| | |
|---|--|
| 草津市在住の方 草津市役所障害福祉課 ☎077-561-2363 | 栗東市在住の方 栗東市役所障がい福祉課 ☎077-551-0304 |
| 守山市在住の方 守山市役所障害福祉課 ☎077-582-1168 | 野洲市在住の方 野洲市役所障がい福祉課 ☎077-587-6087 |

サービス利用は、保護者から住まいの市障がい福祉課へ申請しスタート



1~2か月程度

行政・計画相談員など



基本1か月以内

学校(日程調整など)

実施時期

- ・特別支援学校生・・・**2年生**を基本とする
- ・一般高校生や短大、大学生は卒業後の進路について検討する段階

サービス利用の目的を
明確に実施へ!!

ポイント!!

- ① 今後の進路決定のツールとして活用
- ② 進路決定の後に活用 **×**
模索する段階で活用 **○**
- ③ 今後の進路について自分で選択し、自分で決めていくツールとして活用



知っておきたいポイント

- ✓ 当面は、就労選択支援事業と現行の就労アセスメントを併用
10月以降は、就労選択支援事業を利用することが原則ですが、サービス提供事業所の体制が整うまでの期間は現行の就労移行支援事業所による就労アセスメントの利用も可能です。
但し、就労アセスメントにおいても湖南圏域で統一して定めた就労選択支援事業の基準の適用を推奨します。
- ✓ 就労選択支援事業だけでの出会い
就労選択支援事業を利用される時に初めて出会い、利用開始までの支援と振り返り会議を通して本人主体の意思決定支援を行うことで、次へ繋ぐ。
就労選択支援事業だけの出会いもあるでしょう。

知っておきたいポイント

✓ 次のステージを見据えた支援

就労継続支援サービスの更新時などに就労選択支援事業に関する情報提供を行い、（他の法人の就労選択支援事業を）利用することで、第三者による客観的な評価が本人理解を深めていくことに繋がります。

✓ サービス利用計画書とモニタリング報告書の提出

計画相談においてはサービス利用開始時のサービス利用計画書の提出と就労選択支援事業終了時のモニタリング報告書の提出による2件の報酬の請求が可能です。

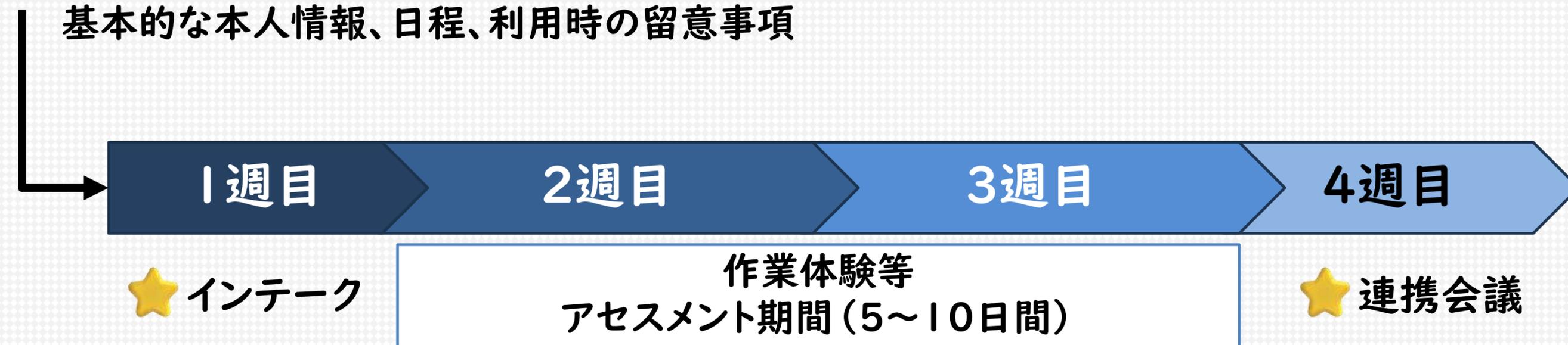
✓ 草津市はセルフプラン提出時に基本情報も添えましょう。

就労選択支援のサービスの流れ

- 基本的な流れは下記を想定しています。

■就労選択支援事業者への連絡・調整

基本的な本人情報、日程、利用時の留意事項



就労アセスメント実施場所

- 以下の4パターンがあります。

①通所【原則】

利用者が就労選択支援事業所に通所してアセスメントを受けます。



②出張型 ①が難しい場合

【対象】就労選択支援事業所に通所することが困難な人。
就労選択支援員が他の就労系サービス事業所へ訪問し、アセスメントを実施します

③学校訪問型 ①、②が難しい場合

【対象】学校以外の場所に通うことが困難な人。
就労選択支援員が学校へ訪問し、アセスメントを実施します。

④自宅訪問型 ①、②、③がすべて難しい場合

【対象】外出が困難で、在宅による支援がやむを得ない人。
就労選択支援員が自宅へ訪問し、アセスメントを実施します

ここまでの経緯と成果物

- サービスの提供の在り方の検討
主に就労選択支援事業の実施予定事業者+学校でワーキンググループを構成
- 過去の就労アセスメントのよいところを生かし、課題を解決する方法を協議
➡ あくまで「本人に合わせた」を前提としつつ「原則的な手法の統一」を推進

3つのツールを準備



情報提供ツール①

- 「働き方の多様性」について情報提供を行うためのツール
- 本人に合わせて進められるようワークブック形式として作成



ワークブックを本人にやってもらえば自動的に情報提供したことになる



ワークブックをベースとして
就労選択支援員は本人の特性その他の状況に合わせて…

- もっとも効果的な使い方を考え、
- 必要に応じて別の資料*も併用しつつ、
- 本人の「選択の支援」に繋がる情報の提供を行う。

*別の資料: 本人の理解や納得を深めるために事業者が準備するもの

例: ①職種の一覧表、②障がい福祉サービス事業所の一覧表、③写真や絵を使った一日の流れ

情報提供ツール②

【構成】

1. はじめに
2. 社会にある色々な仕事
3. ワーク①:働くことのイメージ
4. 働くことを応援する制度の紹介
5. 色々な制度の利用例
6. ワーク②:ここまでの振り返り
7. ワーク③:これからに向けて
8. 就労選択支援日誌
9. 最後のワーク

実施事業者向けに使い方や注意事項を記したガイドラインも合わせて整備



アセスメントキット①

【眼目】

- 難易度やアセスメント項目の異なる5種類の作業をキット化

【キット内容】

- 使用する部品、材料
- 本人向けマニュアル
 - 文字での説明バージョン
 - 写真での説明バージョン
- 完成図
- 実施事業者向け使い方と留意事項



例:ボールペンの分解・組み立て作業キット

アセスメントキット②

| # | 作業名称 | 作業内容および主なアセスメント視点 |
|---|--------------|---|
| 1 | ボールペン分解・組立作業 | 時間を意識しながら組み立て、分解を行う作業 「集中力を身に付ける。複数の工程を経験する。スピードを意識する」 |
| 2 | パッキング | 部品の照合と、道具を使ったパッキング（梱包）作業 「手順書通りに進めること。完成度（精度）を意識すること」 |
| 3 | レジン12枚入り | 大きさの違うレジンを袋詰めする作業 「正確性・集中力、複数の工程を経験する、報告が出来るか確認する」 |
| 4 | 重さ計り | 秤を使用し、規定重量計る作業 「道具の使い方を体験する、正確性を身につける」 |
| 5 | 書類準備 | 様々な文房具を使用し、請求書を作成する作業 「道具や文具の使い方を体験する。正確性や集中力を確認する」 |

アセスメントシート①

【眼目】

- 児童～成人まで幅広く使える形式
- 自己評価＋協同評価の趣旨に合わせる
- できる／できない、良い／悪いではなく、「めばえ」に着目する

【シート構成】

- 学校向けアセスメントシート
- ふりかえりシート（確認用）
- アセスメント結果シート（最終版）

*それぞれに実施者向けの注釈を設定

アセスメントシート②

【自己評価＋協同評価】

- 自己評価は言葉通りの意味
- 協同評価は 自己評価に対して実施者の評価を伝えた上での再評価

【留意事項】

- 支援者から見た評価ではない
- 絶対評価ではない

●自己評価 … 1:できた 2:できたときもあった 3:むずかしかった ?:わからない

●協同評価 …  できた・じまんできる  少しできた・工夫してみよう  サポートしてほしい・配慮が必要

アセスメントシート③

【アセスメント項目】

1. 生活習慣とルール
2. 作業に対する力
3. コミュニケーション力
4. 就労への思い

それぞれに特記事項記入
最後に総評を記入

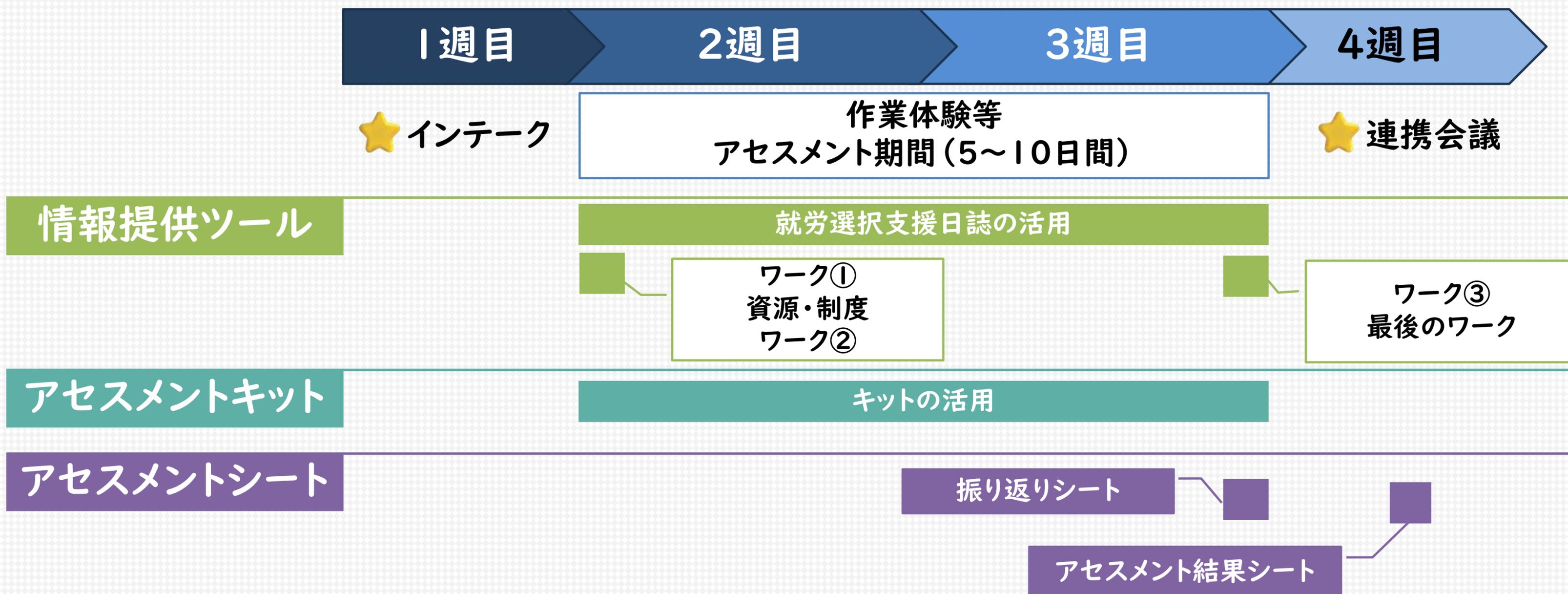
| | 項目 | 自己評価 | | | | 協同評価 | | | 強み アピール ポイント | 特記事項記入欄 |
|---------------------------------------|-------------------------------------|------|---|---|---|------|--|--|--------------------|---------|
| | | 1 | 2 | 3 | ? | | | | | |
| I 生活 習慣 と ル ー ル | 1 あいて つた あいさつ 相手に伝わる挨拶ができた | ○ | | | | | | | ★ | |
| | 2 じかん まも 時間を守ることができた | | ○ | | | | | | | |
| | 3 み ととの 身だしなみを整えることができた | | | | | | | | | |
| | 4 たいちょうかんり 体調管理ができた | | | | | | | | | |
| | 5 しよくば まも 職場のルールを守ることができた | | | | | | | | | |
| | 6 やす つうぎん 休まずに通勤することができた | | | | | | | | | |
| II 作 業 に 対 す る 力 | 4 しんごう 時間と意識して作業ができた | | | | | | | | | |
| | 5 しゅうちゅう 集中することができた | | ○ | | | | | | | |
| | 6 けいさん けいりょう 計算や計量ができた | | | | | | | | | |
| | 7 よてい へんこう おう 予定の変更に応じることができた | | | | | | | | | |
| | 8 じゅんび あとかたづ 準備や後片付けができた | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

①自己評価の記入(本人が行う)
評価で該当する箇所に○(マル)を記入いただく。
※支援者は、必要に応じて補足説明をする。

②協同評価の記入(本人と一緒にいる)
自己評価をもとに、本人と一緒にふり返りながら協同評価を行い、該当する箇所に○(マル)を記入。協同評価の上でチェックできない場合は、無記入とし、詳細を特記事項記入欄に記載します。

サービスの流れと各ツールの関係性

- 基本的な流れは下記を想定しています。



就労選択支援（事業者）のポイント

- 本人の進路や企業就労の可否を判定するものではない

本人の強みやめばえを踏まえ、本人とともに考える。

- 本人の希望に対して複数の選択肢を提示する

社会資源に関する広い知識と理解を更新し続ける。

- 本人の未来のために多方面の視点を持ってサービス提供を行う。

今回制作したツール等を原則として活用しつつ、常に本人のために「より良い」を意識して持って改善し続ける。

より良い地域、より良い選択支援のために
関係者のみなさまも含め、ご協力をお願いいたします。



みんなと大事にしたいこと



障がいのある人の多様な働き方を応援する地域に！



単なる手続き的なサービスにはしない！



就労系サービスを提案する前にまずは就労選択支援を！



市や相談支援事業所などに相談しながら活用しましょう！



各機関と大事にしたいこと

| 機関 | ポイント | 内容 |
|---------------|---|---|
| 相談支援専門員の方へ | <ul style="list-style-type: none"> ①就労選択支援事業を活かして次の支援、サービスへ! ②次のステップを見据えたモニタリングを! | <ul style="list-style-type: none"> ①アセスメント結果を踏まえ、利用者にとってどの選択肢がよいのか?中立な立場で伴走することが大切です。進路先が決まったときには進路先でアセスメントが活用されるようつないでいくことも大事です。 ②サービスの利用状況を単にモニタリングするだけでなく、長期的な観点を踏まえ、次のステージを見据えた情報提供&提案が重要となります。就労選択支援事業の情報提供を忘れずに行いましょう。 |
| 行政の方へ | <ul style="list-style-type: none"> ①基準はあるけど大事なのは個別判断 ②サービス利用に向けた丁寧な案内を! | <ul style="list-style-type: none"> ①利用対象者や支給決定期間等について一定の基準が設けられていますが、大事にしなければならないことは、「利用者にとってベストな支援を個別的に判断する」ことです。一律な対応にしばられすぎないようにしましょう。 ②各市の障がい福祉関係課はサービス利用に関するはじめの窓口のひとつとなります。事業説明や特定相談支援事業所・就労選択支援事業所についての案内を丁寧に行いましょう。 |
| 学校の先生へ | <ul style="list-style-type: none"> ①よりよい進路決定に向けた1つのツール! ②進路を模索する段階で活用を! | <ul style="list-style-type: none"> ①就労選択支援事業は、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう支援するものです。学校で取り込まれる進路決定支援に活用できる1つのツールであると捉え活用してください。 ②進路が決まったあとに活用してしまうと、「●●に行くためにやらないといけないこと」(直B問題)になってしまいます。本来の制度趣旨が損なわれないよう、進路が決まる前に活用するようにしましょう。 |
| 就労系サービス事業所の方へ | <ul style="list-style-type: none"> ①就労選択支援事業の情報提供を! ②アセスメント結果を活用した支援提供を! | <ul style="list-style-type: none"> ①そもそも就労系サービス事業所には障がいのある人の働く可能性を支援する役割があります。新たに利用希望する人だけでなく、既にサービスを利用している人に対しても就労選択支援事業に関する情報提供を行いましょう。 ②今後自施設を新たに利用し始める人については、就労選択支援事業所によって作成されたアセスメント結果が引き継がれる形となります。アセスメント結果を活用した個別支援計画の作成、支援、モニタリングを実施していきましょう。 |
| 就労選択支援事業所の方へ | <ul style="list-style-type: none"> ①地域のためのサービスに! ②サービスの質の維持・向上に向けた取り組みを! | <ul style="list-style-type: none"> ①就労選択支援事業は利用者確保の手段として運用されることが危惧されます。事業の本質を踏まえ、「地域が充実していくための事業」という観点を最優先して事業に取り組むようにしましょう。 ②就労選択支援事業では、地域資源の情報提供、協同によるアセスメント、多機関によるケース会議、アセスメント結果シートの作成など専門性の高いサービス提供が求められます。サービスの質の維持・向上という観点を忘れないように日々取り組みましょう。 |



質問を受け付けます

休憩後に15分程度質疑応答の時間を設けます！
右のQRコードを読み取り、質問したい内容を記入・送信ください。

※時間の関係上、抜粋して活用させていただきます

